

【別紙11】

○ 「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|---|
| 15 財務諸表等規則ガイドライン8の6から8の6-2までの取扱いは、規則第15条に規定するリース取引に関する注記について準用する。 | 15 財務諸表等規則ガイドライン8の6-1-1から8の6-6までの取扱いは、規則第15条に規定するリース取引に関する注記について準用する。 |
| 39-1-4 連結財務諸表規則ガイドライン38-1-5の取扱いは、規則第39条第1項第4号に規定する引当金について準用する。 | 39-1-3 連結財務諸表規則ガイドライン38-1-3の取扱いは、規則第39条第1項第3号に規定する引当金について準用する。 |